

エネルギーのふるさと



とまり



とまり保育所運動会 〈令和元年9月7日〉

2019
令和元年
10月
No.698

…………… 今月の主な内容 ……………

- ◆ 令和元年度泊村敬老会
- ◆ 原子力立地給付金の受領方法についてのお知らせ
- ◆ 第50回とまり保育所うんどう会
- ◆ 泊村プレミアム付商品券の販売が始まりました
- ◆ 保育園、幼稚園、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます
- ◆ 日本海ニコニコ元気村トピックス
- ◆ くらしの告知板

祝 長寿 令和元年度 泊村敬老会

いつまでもお元気な笑顔を

9月12日(木)、令和元年度泊村敬老会が泊村公民館にて、盛大に開催されました。

今年度の対象者は401名(男133名、女268名)で、このうち会場には154名の方が出席されました。開会にあたり牧野村長の挨拶、次いで今年米寿を迎えられた方のご紹介がありました。引き続き来賓を代表し、宇留間議会議長(吉田副議長代読)より祝辞があり、三浦議員より乾杯のご発声、その後の祝宴では歌謡ショーが行われ、参加された皆さんは、楽しいひとときを過ごしております。



「原子力立地給付金」の受領方法についてのお知らせ

泊村の皆様には年に一度、国の「電源立地地域対策交付金制度」による給付金に併せて、泊村独自で「加算給付金」を交付しております。

この給付金は「原子力立地給付金加算等措置事業」に基づき、原子力発電施設の立地地域として、地域の振興と、地元住民の皆様の福祉向上を目的に、北海道電力㈱等から電気の供給を受けているご家庭や企業等を対象に交付するものです。

但し、電気料金を「口座振替」によりお支払いされている方には、同一口座に給付金が振り込まれますが、”クレジットカードや振込用紙等”でお支払いされている方は、ご自分で受給手続きが必要となります。

なお、今まで給付金を受給されていなかった場合、基準となる年数を遡って受給できますので、ご自宅に郵送された「郵便振替払出証書」をご持参の上、最寄りの郵便局で受給の手続きを行うようにして下さい。

ご不明な点は、泊村役場企画振興課 電話 75-2877までご連絡願います。



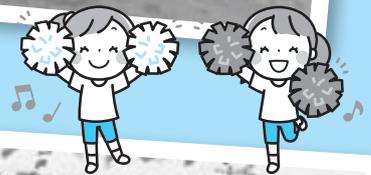
第
50
回

とまり保育所うんどう会

9月7日



とまり保育所うんどう会が開催されました。
はとほっぽ体操で体をほぐした園児たちは、
かけっこや玉入れ、綱引きなどの競技に全力
投球です。
応援に駆けつけたお父さんやお母さん、お
じいちゃんおばあちゃんたちでいっぱい
の会場を大いに沸かせていました。



非課税者
子育て世帯
対象

泊村プレミアム付商品券 の販売が始まりました

広報8月号にてお知らせしておりました、泊村プレミアム付商品券の販売が始まりました。

商品券は1セット4,000円から購入でき、最大5セット20,000円で25,000円分の商品券と交換できます。

非課税者の方は、事前に申請書を提出していただく必要がありますので、商品券の購入を希望される方は、泊村役場企画振興課まで、申請書のご提出をお願い致します。

○販売場所

泊村役場 保健福祉課 窓口（※販売は保健福祉課となります）

○販売期間

令和元年9月24日～令和2年3月31日
（役場開庁日の9:00～17:00）

○持参いただくもの

- ・現金（クレジットカード等は不可）
- ・購入引換券
（※購入引換券は対象者の方に事前に送付しております）
- ・身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証 等）

○現在の商品券使用可能店舗

- ・(有)カネイうるま商店 ・(有)マルキチ高橋建設工業 ・寺井商店
 - ・工藤精肉店 ・(有)妹川塗装 ・工藤建設 ・マルショウ田原商店
 - ・(有)谷内商店 ・茂岩温泉 ・(株)内田石油 ・レストハウスいわた
 - ・理容しもいけ ・古宇郡漁業協同組合 ・セイコーマート泊店
 - ・(有)久々江工務店 ・渡辺理容所 ・平安荘 ・深津商店 (9/20現在)
- ※今後使用可能店舗が増えた場合は、広報誌にてお知らせいたします。

その他、ご不明な点は役場企画振興課（75-2877）まで
お願い致します。



令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育所、幼稚園、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。



保育所、幼稚園、認定子ども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 国の制度では食材料費は徴収できることになっていますが、とまり保育所では、今までどおり無償です。
 - すでに保育所に通われている場合は、新たな手続きは必要ありません。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、今までどおり利用料がかかります。ただし、生活保護世帯・住民税非課税世帯は利用料は無償です。
 - 子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料も*無償です。
※(注) 市町村民税所得割合計額が169,000円未満の世帯に属する者が対象です。
又、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、3歳未満までの第2子は半額、第3子以降の保育料は無償となります。



就学前の障害児の発達支援を利用する子供たち

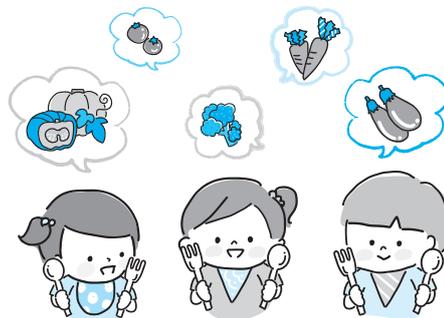
- 3歳から5歳までの障害のある子供たちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。
 - 無償となるサービス
 - ・児童発達支援・福祉型障害児入所施設・医療型児童発達支援・医療型障害児入所施設
 - ・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
 - 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

問い合わせ先：泊村役場 保健福祉課 福祉係
TEL：0135-75-2134

おやこの食育イベント参加者を募集します！

役場保健福祉課では、公民館まつりに合わせて、小学生を対象にした親子の食育イベントを開催します。ロビーで随時試食もご用意していますので、気軽にお立ち寄りください！

- 日 程** 10月26日（土）10時～14時まで
場 所 泊村公民館 ロビー・調理室
内 容 たべものクイズ、試食
（お好み焼き・ヨーグルトドリンク）
対 象 小学生とその保護者
そ の 他 当日材料の都合上、開催時間内であっても終了となる場合があります。



＜お問い合わせ先 泊村役場保健福祉課 健康づくり係 電話：75-2134＞

令和元年度 原子力防災訓練実施のお知らせ

原子力防災訓練を下記の日程で実施しますので、お知らせいたします。

- 日 時** 令和2年2月13日（木）
内 容 広域避難訓練
・黒松内町への避難……老人ホームむつみ荘の入居者、職員等
・札幌市への避難……住民、小・中学校の児童、生徒、教職員等
*住民の方はアパホテル&リゾート<札幌>での宿泊体験（広報誌12月号で参加募集予定）を実施しますので、多くの皆様のご参加をお願い致します。



UHB地デジ広報をご利用下さい

泊村では今年4月1日より、UHB地デジ広報を始めました。

テレビがあればどなたでも「24時間無料」でご利用できますので、告知放送を聞き逃した際などは是非ご利用下さい。



操作方法

- ① テレビのチャンネルをUHBチャンネル（8ch）に合わせる
- ② リモコンのDボタンを押す
- ③ リモコンの黄色ボタンを押す
- ④ リモコンの上下ボタンで見たい記事を選ぶ

＜お問い合わせ先 泊村役場企画振興課 電話：75-2877＞

9/4 地域で学ぶ中学生の職場体験学習

泊中学校3年生の生徒たちが中学校の授業で、泊村役場に職業体験に来ました。

職業体験を通して、仕事の大変さや難しさを肌で感じ取れたと思います。

皆さん、一つ一つの仕事に対して一生懸命かつ真面目に取り組んでいました。



僕は泊村役場で職業体験をさせてもらいました。
 村内放送の体験をさせてもらったとき、相手に聞きやすくといっているが不安
 でしたが、相手の心が優しく接してくれたので非常にやりやすく放送がスムーズ
 他にも、物品購入決議書を書く際にも、書き方がよく所、椅子を押しこぼすなど
 丁寧に教えてもらい、スムーズにやる事ができました。
 将来に向けて、優しい泊村役場のみなさんのおかげで不安がなくなりました。
 短い時間でしたが本当にありがとうございました。
 泊中学校 3年 佐伯 理斗

僕は泊村役場で職業体験をさせてもらいました。
 休日などに何気なく聞いている村内放送も自分が体験して
 みれば、すごく緊張して何回もミスをしてしまいました。
 毎日録音している人の大変さがわかりました。
 物品購入決議書の記入でメモを利がえしにしまい直しがやさしく
 仕事の体験が出来るようにサポートしていただきました。
 短い時間でしたが本当にありがとうございました。
 泊中学校 3年 對馬 英純

9/20 秋の交通安全車両パレード

秋の全国交通安全運動が9月21日から30日までの10日間実施されました。

本村でも、村民や村内通過車両のドライバーに交通安全を呼びかけるため、交通安全車両パレード、街頭啓発が20日に行われました。



「緊急地震速報」を見聞きしたら、まず身の安全を！

「緊急地震速報」とは、地震による強い揺れを事前にお知らせする情報です。地震の発生直後に各地の震度を予想し、最大震度5弱以上の揺れが予想される場合に、震度4以上が予想される地域に発表します。この情報は、テレビやラジオ、携帯電話・スマートフォンなどを通じて伝えられます。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが襲ってくるまでは、わずか数秒から数十秒しかありませんが、あらかじめ危険を回避する行動を取ることによって、身の安全を図ることができます。

「緊急地震速報を見聞きしたら」

- 家庭では
 - 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
 - あわてて外へ飛び出さない
 - 無理に火を消そうとしない
- 人が大勢いる施設では
 - 施設の係員の指示に従う
 - 落ち着いて行動し、あわてて出口には走りださない
- 自動車運転中は
 - 急ブレーキはかけず、ゆるやかにスピードを落とす
 - ハザードランプを点灯し、周りの車に注意をうながす
- 鉄道・バスでは
 - つり革、手すりにしっかりつかまる
- エレベーターでは
 - 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる
- 街中では
 - 看板や割れたガラスの落下、ブロック塀の倒壊に注意する
- 山やがけ付近では
 - 落石やがけ崩れに注意する



「緊急地震速報を利用するときの注意」

震源に近い場所では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合いません(図1)。また、緊急地震速報で予想する震度は±1階級程度の誤差を伴い、震源が観測点から遠い場合や深い場合は、誤差が大きくなる場合があります。

「地震に備える」

地震の揺れに備えるために、住宅・建造物の耐震化や家具の耐震固定を行い、室内に安全スペース(物が落ちてこない、倒れてこない、移動しない空間)を作っておきましょう。

また、気象庁では緊急地震速報の訓練を行なうための動画を、NTTドコモでは訓練用のスマートフォンアプリを公開しています。これらのツールを利用して、テレビ・ラジオ、携帯電話・スマートフォンの緊急地震速報の報知音を確認し、定期的に身を守る訓練をしましょう。

緊急地震速報の詳細については、気象庁ホームページをご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/>

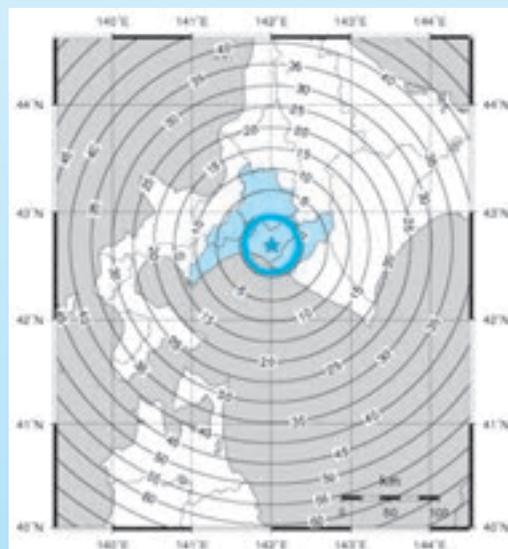


図1 「平成30年北海道胆振東部地震」の緊急地震速報 第1報

青色の部分：緊急地震速報を発表した地域
同心円：発表から強い揺れが到達するまでの猶予時間(秒)

青円内：発表前に強い揺れが到達する範囲

★：震源

<問い合わせ先 札幌管区気象台天気相談所 電話：011-611-0170>

検察審査会制度

今年は裁判員裁判開始から10周年ですが、裁判員裁判よりも古くから、司法に国民の意見を反映させる制度があります。

それは、検察審査会と呼ばれる制度であり、昭和23年から存在します。

日本の制度では、何らかの犯罪行為をしたと疑われている人を起訴するか、不起訴にするかの判断は、検察官が独占しています。しかし、その場合、例えば公務員による犯罪のときに、検察官が恣意的に不起訴にすることも可能となってしまいます。そのような検察官による恣意的な判断を防ぎ、公訴権に国民の意見を反映するのが検察審査会制度です。

告訴・告発をした人、犯罪被害者（その遺族）等は、検察官の不起訴判断がおかしいと考えたとき、検察審査会に申立てを行うことができます。

検察審査会では、検察官の判断を審査し、不起訴相当、不起訴不当、起訴相当の何れかの議決をします。

検察審査会の審査員は、選挙人名簿から抽選で選ばれます。1つの検察審査会で、審査員候補者として400名が選ばれます。そして、その中から、最終的に検察審査員、補充員がそれぞれ11名選ばれます。任期は6か月です。

検察審査会が2回に渡って起訴相当との議決をした場合、指定された弁護士が検察官役を務め、強制的に起訴される仕組みとなっています。

これまで、強制起訴されて有罪となったものもありますが、無罪となったものも多く、その制度のあり方については議論もされています。

検察審査員、補充員に選ばれる確率は、約1万4000人に一人とされています。

法律で定められた辞退事由に該当しない限り、原則として辞退できないこともあります。貴重な機会ですので、もし選ばれた場合には、積極的に参加してみたいかでしょうか。

ようてい法律事務所 渡邊弁護士の法律豆知識

弁護士 渡邊恵介 ようてい法律事務所 電話：0136-21-6228

◆第4回「司法書士ってどんな人？」

Q 司法書士ってどんな人？

A 司法書士は、気軽にご相談いただける皆様に身近な法律専門家です。

不動産登記、会社や法人の登記、簡易裁判所の訴訟代理、裁判所へ提出する書類の作成、成年後見業務などが仕事です。

例えば、こんな時に司法書士に相談してみてください。

- ・不動産を子供の名義に変えたい（売買や生前贈与など）
- ・相続の手続の仕方がわからない
- ・遺言書を書いておきたい
- ・認知症の親の療養費を工面するために不動産の売却や、預金の引出しなどが必要になった。これらの手続や財産管理をするには後見人が必要と言われたが、どうしたらいいのかわからない
- ・将来、自分が認知症になった時の財産管理が心配
- ・家賃滞納や敷金返還、原状回復トラブルなどで困っている
- ・貸したお金を返してもらいたい
- ・多額の借金をどうしていいかわからない
- ・返し終わった借金があるが、過払いだったかもしれない
- ・会社や法人を作りたい

身近にあるいろいろなトラブル、心配事、気になる事など「どうしたらいいんだろう、ちょっと聞いてみたいんだけど」ということがあれば、どうぞお気軽にご相談してください。

■お問合せ先 札幌法務局倶知安支局 電話 0136-22-0232

(ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 電話 011-272-9035 (法律相談センター予約)

(ホームページ) <http://www.sihosyosi.or.jp/>

登記・相続に関する



「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改訂されました。



最低賃金額 時間額 **861円**
効力発生效年月日 令和**元**年**10**月**3**日

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

司法書士による「相続登記特設無料相談会」開催のお知らせ

1. 内容

これから相続登記手続の準備をする方のための司法書士による「相続登記特設無料相談会」の開催

2. 日時

令和元年11月20日(水) 午前10時から午後4時まで

3. 場所

札幌法務局俱知安支局 会議室
(虻田郡俱知安町南1条東3丁目1番地)

4. 相談時間等

- (1)相談時間について
最大30分まで
- (2)相談対象
相続登記手続に係る相談
- (3)代理申請依頼について

「自分で申請するのは難しい…」と感じた方は、翌日以降、相談員として対応した司法書士に対して、代理申請を依頼することも可能です。ただし、依頼の際は、別途費用を要します。

なお、法務局では、司法書士の斡旋・紹介を行っておりません。

5. 申込方法

完全予約制（定員12名）

お問い合わせ

・札幌法務局俱知安支局 電話 0136-22-0232

くらしの告知板

役場 ☎75-2021

受講生募集のお知らせ

◆厚生労働省建設労働者緊急育成支援事業

- 講習名** 建設総合コース（岩内）
日程 11月5日(火)～11月29日(金) 計17日間
内容 取得可能免許は「大型特殊免許」「車両系建設機械（整地等）技能」「玉掛け技能」「フォークリフト運転技能」「足場組立解体等特別教育」「刈払機取扱者安全衛生教育」がすべて取得できる
- 受講料** 受講料及び資格取得に係る費用はすべて無料
対象者 普通自動車免許取得者で求職者及び離職者
定員 10名（先着順とさせていただきます）
締切 10月28日(月)まで
備考 厚生労働省の人材育成事業

◆公共職業訓練

- 訓練名** パソコン実務科
期間 12月16日(月)～3月13日(金)
※土、日、祝日は休み、年末年始休み有
時間 9：00～15：50 ※日程により多少変動有り
内容 初心者を対象にパソコンに関する幅広い知識とビジネスアプリケーションソフト（ワープロ・表計算・プレゼンテーション等）を活用する為の技術を習得し、事務に活用できる資格取得（ワープロソフト・表計算ソフト3級及び2級）を目指します。
- 受講料** 受講料は無料（但しテキスト代として約10,500円と検定料がかかります。）
定員 12名
対象者 雇用保険受給者または公共職業安定所長の受講指示が受けられる方
雇用保険の受給資格がない方でも、公共職業安定所長の推薦があれば受講可能
雇用保険受給者で要件を満たしている方は受講手当・通所手当が支給されます
- 募集** 10月8日(火)～11月12日(火)まで
申込 岩内公共職業安定所
選考 11月26日(火)13：30～
岩内地域人材開発センターにて
問合せ 訓練の詳細については岩内地域人材開発センターへお問い合わせください

お問い合わせ

・岩内地域人材開発センター
岩内町字東山8番地16 電話 62-2183

自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
陸上自衛隊 高等工科 学校	2020年4月1日現在、 15歳以上17歳未満の男 子で、中学校卒業及び中 等教育学校の前期課程 修了者	元.11.1(金) ～ 2.1.6(月)	2.1.18(土)

お問い合わせ

- ・ 倶知安地域事務所
 倶知安町南3条東1丁目 電話 0136-23-3540
- ・ 役場担当窓口 総務課
- ・ 自衛官募集相談員 大橋 芳之 電話 75-3307

「バス運転手・合同採用説明会」 参加者募集

地域の生活バス路線を運行しているバス事業者では、運転手の高齢化と担い手不足等により、運転手不足が続いています。今後、生活バス路線を守っていくためには、バス運転手の確保が必要不可欠となっており、運転手不足の解消に向けて、北海道バス協会と北海道との連携のもと、バス事業者参画による「バス運転手・合同採用説明会」を次のとおり開催しますので、バス運転手の仕事に興味・関心がある方はお申込ください。

- 1. 日 時** 令和元年（2019年）11月2日（土）
10:00～15:00
- 2. 会 場** 札幌運転免許試験場
（札幌市手稲区曙5条4丁目1-1）
- 3. 実施体制**
主催：北海道バス協会、北海道
出展：北海道中央バス(株)、(株)じょうてつ
ニセコバス(株)、千歳相互観光バス(株)
札幌観光バス(株)、国際観光バス(株)
札幌第一観光バス(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)
空知中央バス(株)、道南バス(株)
協力：北海道警察本部、市町村
後援：北海道労働局、北海道運輸局
- 4. 実施内容** ・ 路線バス運転体験
・ 現役運転手によるトークセッション
・ バス会社による就職相談会
- 5. 参加対象者**
バス運転手の仕事に興味・関心がありバス会社への就職を考えている方
※バス運転体験は、普通自動車運転免許の保有者で事前申込が必要です。
※普通自動車運転免許を保有していない方は、バス運転体験はできませんが、就職相談会に参加可能です。

申込先・お問い合わせ

- ・ 一般社団法人 北海道バス協会
〒060-0001
札幌市中央区北1条西19丁目2番地
電話 011-621-4161



手紙を守るためのルール があります(総務省)

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。(※宅配便やメール便では、原則として信書の送付はできません。)

詳細・お問い合わせ

- ・ 総務省情報流通行政局郵政行政部
<http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>
- ・ 信書便制度周知チラシ
http://www.soumu.go.jp/main_content/000606670.pdf
- ・ 総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
電話 03-5253-5975
e-mail:shinsyo_soudan@soumu.go.jp

狩猟期間中における 道有林への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中（地域によって異なりますが、多くの地域では10月1日から3月31日まで）は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。

狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林はお控えくださるようお願いいたします。

エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

- ・ 北海道水産林務部森林環境局道有林課道有林管理グループ（担当：山本、河本）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5519（直通）

10月7日(月)～13日(日)は 「行政相談週間」です

このような相談はありませんか？

- 道路がデコボコになっていて通行に支障がある
- 登記や年金について聞きたいことがある
- どこの役所に相談したらよいか分からないことがある

■「特設行政相談所」開設のお知らせ

- 行政相談委員が、住民の皆様からの行政に対する苦情やご意見・ご要望等をお聞きします。相談は無料で秘密は厳守します。

開設日時：10月8日(火) 13時から16時まで
開設場所：泊村公民館

- 相談は、行政相談所以外でも随時受け付けています。行政相談委員までお気軽にご相談ください。

行政相談委員 高橋巖一さん
住所／泊村大字堀株村字渋井滝ノ上113-10
電話／75-2237

自賠責保険・自賠責共済のご案内 忘れちゃいけない 自賠責

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成30年の事故発生件数は約43万件、死傷者数は約53万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。



自賠責保険・共済未加入での 運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

10月は 『不正軽油防止強化月間』です

「不正軽油」とは、軽油に灯油や重油など混ぜた「混和軽油」や軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた「製造軽油」などをいいます。

不正軽油をトラックなどの燃料用として販売又は使用しますと軽油引取税の脱税行為となります。

また、これらの不正軽油は、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNOx(窒素酸化物)を増加させるため、大気汚染の原因となり、自然環境に悪影響を及ぼします。

北海道では、10月を「不正軽油防止強化月間」とし、不正軽油を「作らない」・「売らない」・「買わない」・「使わない」を合い言葉に、不正軽油撲滅の取組みを強化します。

不正軽油に関する情報がありましたら次のところまでご連絡ください。

お問い合わせ

- ・不正軽油110番(通話料無料)
フリーアクセス 0800-8002-110
- ・後志総合振興局税務課
TEL 0136-23-1336(直通)

労働者個人と使用者間のトラブル 解決を支援します

～個別的労使紛争のあっせん～

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者の間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が三人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に出向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、ホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>)をご覧ください。

一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」 をご利用ください

フリーダイヤル 0120-81-6105

月～金曜日 17:00～20:00

土曜日 13:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

※社会保険労務士が対応します

「あっせん」窓口(相談・申請)

※来庁される場合は事前にご連絡ください。

北海道労働委員会事務局調整課

電話 011-204-5667(直通)

月～金曜日 8:45～17:30(祝日、年末年始を除く)

住所 〒060-8588

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階

秋はヒグマに注意!

本年もキノコ狩りやハイキングなどで山野に出かける機会が多くなる季節を迎えるにあたり、ヒグマに対する注意を喚起するため「令和元年秋のヒグマ注意特別期間」を設定します。

秋のヒグマ注意特別期間

令和元年9月7日(土)～令和元年10月31日(木)

あなたが被害者にならない一番の方法は

ヒグマに遭わないことです。

- ・食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ・1人では野山に入らない
- ・野山では音を出しながら歩く
- ・事前にヒグマの出没情報を確認する
- ・薄暗いときには行動しない
- ・フンや足跡を見たら引き返す

北海道環境生活部観光局生物多様性保全課

9月1日から10月31日までは「秋サケ密漁防止月間」です。

北海道も9月に入り、秋の気配が感じられる季節となりました。

毎年、この時期になると本道の沿岸域には多くの秋サケが来遊し、産卵のために河川に遡上する姿が季節の風物詩として、よく見られるところです。

しかし、秋サケの来遊とともに、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や、内水面での密漁は毎年後を絶たず、取締機関による検挙者も多数いるところです。

このため、道では9月1日～10月31日までを「秋サケ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止のため啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら、巡回パトロールや指導取締り等の活動を行うこととしています。

皆さんにおかれましても、秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けたご理解とご協力をお願いするとともに、密漁者を見つけた場合には、最寄りの警察署や(総合)振興局水産課、漁協などにご連絡ください。

また、サケの引っかけ釣りの情報が多く寄せられていますが、引っかけ釣りは禁止されていますので、絶対に行わないでください。

注意!!

河口付近の海面や内水面において、サケ・マスを採捕することは、禁止されております。

これに違反して採捕したサケ・マス(卵を含む。)又はその製品は、所持し、又は販売してはなりません。

また、海面・内水面にかかわらず、ひっかけ釣りは禁止されています。(針の種類によらず釣り方により違法となる場合があります)

なお、違反者はその内容に応じ、最高で懲役3年・罰金200万円の罰則が適用されます。

「北海道立北の森づくり専門学院」(略称:北森カレッジ)の出願受付開始!

来年4月に「北海道立北の森づくり専門学院」が、旭川市に開校します。この学院は、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を2年間で身に付けられる専門学校で、北海道の森林づくりへの意欲に溢れた方を募集します。詳細は、北海道HPをご覧ください。

出願資格	道内の林業・木材産業関係企業等への就職を希望し、高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、入学時に40歳以下の方
出願期間	10月1日～15日(推薦) 10月15日～28日(一般)
試験日程等	【推薦】(札幌会場)10月25日:面接 【一般】(旭川会場)11月18日:小論文・面接

お問い合わせ

・泊村役場 産業課
電話 75-2101



10月はリデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間です

毎日の生活の中で、酒類業者や消費者の皆さんが3Rに気を配ることで容器包装の排出削減等につながりますので、ご協力をお願いします。

酒類製造業者の3R

- リターナブルびんの利用と積極的な回収
- 容器の軽量化

酒類流通業者の3R

- レジ袋の使用削減、簡易包装の推進
- リターナブルびんの周知や消費者からの回収
- リターナブルびんなど、環境にやさしい容器を利用した商品の取扱い

消費者の3R

- 買物袋の持参や簡易包装の励行
- リターナブルびんなど、環境にやさしい容器を利用した商品の優先選択
- ルールに沿った分別排出の励行や集団回収への協力

3Rとは?

「さんアール」や「スリーアール」と呼ばれており、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとったものです。

循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース・リユース・リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

「リターナブルびん」とは?

使用后、回収・洗浄されて繰り返し再使用されるびんです。ビールびんや一升びん、酒類業組合等が開発・導入している規格統一びん(Rびん)があります。

《国税庁における3Rへの取組》

循環型社会を構築するためには、法制度の整備だけではなく、行政、事業者、消費者の幅広い参加による運動を展開し、国民一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。そこで、関係省庁では、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定めて、幅広く国民への啓発活動を展開しています。

この啓発活動の一環として、国税庁では、酒類の「リターナブルびん」は繰り返し使える大切な資源であることを周知するとともに、酒類容器の3Rへの協力を酒類業者と消費者に広く呼びかけています。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス
www.nta.go.jp

令和元年度 村税について
道村民税 第3期 10月31日(木)
納入期限を忘れずに納めましょう。

戸籍の窓

令和元年8月20日～9月19日

いんじちはよろこぶ

【出生】

(茅沼) 齋藤 滯翔くん
さいとう みほと
 9月9日出生 父 琉聖さん

よろしくおねがいします

【転入】

(系泊) 吉田 圭三さん 札幌市

【転出】

福井県 2名
 札幌市 1名
 室蘭市 1名



人のうごき

	前月比	外国人	外国人 含む 世帯
世帯	890戸 +1戸	5戸	895戸
人口	1,605人 ±0人	8人	1,613人
男	766人 -1人	2人	768人
女	839人 +1人	6人	845人

地区別の世帯と人口

	世帯	人口	増減
泊地区	281戸 ±0	549人	-1
盃地区	175戸 -1	303人	-1
茅沼地区	165戸 ±0	320人	-1
老人ホーム	82戸 +2	82人	+2
洪井地区	132戸 ±0	227人	±0
堀株地区	55戸 ±0	124人	+1
計	890戸 +1	1,605人	±0

[元. 8. 31 現在 住民基本台帳]

とまり木文芸

俳句・川柳

茸取り 行きたいけれど 熊怖い
 海を見て 鳥達騒ぐ 残暑かな
 フェリーも 銀の粒ほど 秋はじめ
 一本の 權にねばつく 蝸牛
 孫釣りに 心ざわめく 空にへり
 赤チンは 傷のお供だ 禁止なる
 散歩道 舗装のヒビが ピカソかな
 ミルナーリマト
 ミルナーリマト
 ミルナーリマト

短歌 (469)

近江谷乃婦
 捨て着ねんねこで着し銘仙が綿入れ半天てわれを暖める
 立花 孝子
 日一日と満つる月をば眺めつつ窓辺のカーテン少しあけて寝入る

吉田智恵子

乃婦

無名女

沙羅

小春

与詩三

縁糸

未知女

西空に明けの残月しらじらと東の山に顔だす朝陽
 鱈の子はタラ子と言ふに幼きはすし子教の子の親を問いくる
 台風のニュースの時だけ電話あり息子の声聞き良しとするなり
 日中の暑さこもりて寝ぐるしく寝返りうつも肌布団のけぬ
 人生の荒き山坂八十路坂翁はひそと土に還りぬ
 荷を背負い人それぞれの八十五年終のすみかに夕陽照り映え
 父ちゃん征くよあそうかうつむいて七十余年前永久の別れに
 紺碧に澄み渡りたる大海原煙くさざ波菫に染めし

交通安全

通年
 展開
 デイ・ライト
 (昼間点灯)
 運動実施中!

